

## 処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第90条第10項
処 分 の 概 要	運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法施行令 第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準	運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先	交通部運転免許課意見聴取係（電話06-6908-9121 内線331）
備 考	